

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Mar. 2024 vol.132

3月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン



Topic

防災用品点検の日

令和6年能登半島地震から早2か月が経過しました。今もなお、避難生活を送っている被災者の方々を想うと、一日でも早い復興を願うばかりです。災害に関する記念日といえ、9月1日の「防災記念日」がありますが、他にも「防災用品点検の日」があることをご存知でしょうか?この記念日も関東大震災をきっかけに制定され、季節の変わり目となる3月1日、6月1日、9月1日、12月1日の年4回となっています。既にしっかり準備された方も多いかと思いますが改めて防災用品が劣化や故障していないかの点検及び季節に合わせた入替をしておきましょう。また、災害に直面して初めて意識したことが多くあったかと思います。今回得られた気付きをしっかり確認し、今後の教訓として活かしながら備えていきましょう!



今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



令和6年能登半島地震における個人事業者の所得税の措置

前回に引き続き、令和6年能登半島地震災害(以下「能登半島地震」といいます。)により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者に関して、国税庁より公表されている所得税における主な税制措置をご案内いたします。

※参考 令和6年2月27日 国税庁資料

1 被災事業用資産の損失に係る取扱い

令和6年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について能登半島地震により生じた損失(以下「事業用資産の災害損失」といいます。)については、選択により、その損失額を**令和5年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入できます**。この場合において、令和4年分から青色申告をしている方は、令和5年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の災害損失も含めて、**令和4年分の所得に繰り戻して所得税等の還付請求をすることができます**。

2 純損失の繰越控除

事業用資産の災害損失を有する方に生じた純損失の金額のうち、一定の額について、**5年間繰り越すことができます**。



3 被災代替資産等の特別償却

令和6年1月1日から令和11年1月1日までの間に、『①能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物、構築物、機械装置に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合』又は『②建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合』には、これらの減価償却資産の取得価額に**その取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます**。

(注)被災区域とは、能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域をいいます。

4 予定納税の減額申請

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により事業用資産や山林に損害を受けた場合などで、**令和6年6月30日時点**の申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された**予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます**。



MUKAI NEWS!

資格試験に合格しました!

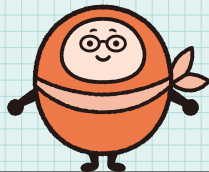
むかいアドバイザーグループの青木です。今回、弊社社員が資格試験に合格しましたので、手前味噌ながら紹介させていただきます!まずは会計税務部の吉田が11月に行われた行政書士試験に合格、そして自分の事で大変恐縮ですが、私はCFP試験に合格しました。恥ずかしながらどちらも一発合格とはいかず(笑)、時間のかかる合格となりましたが、その分、合格がわかった時の喜びはひとしおでした。この資格を活かし今後も業務に邁進したいと思います!また更なる資格試験にも合格できるようこれからも自己啓発に注力していきたいです(*^▽^*)



むーマンの相続相談室

テーマ：相続した不動産を売却したときに利用できる特例

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

親から相続した不動産は、いずれは売却したいと考えています。売却する時期によって、税制上のメリットはあるのでしょうか？



太郎さん



むーマン

項目を
チェック!

相続により取得した不動産を一定期間内に売却した場合に適用できる特例をご紹介します。

① 相続財産を譲渡した場合の取得費の特例（取得費加算の特例）

相続または遺贈により取得した土地、建物、株式などの財産を、一定期間内に譲渡した場合に、相続税額のうち一定金額を譲渡資産の取得費に加算することができます。

【特例の適用を受けるための要件】

1. 相続や遺贈により財産を取得したものであること
2. その財産を取得した人に相続税が課税されていること
3. その財産を、相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡していること

② 被相続人の居住用財産（空き家）を売った時の特例

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等を平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に売却し、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円(注)まで控除することができます。

(注) 令和6年1月1日以後に行う譲渡で被相続人居住用家屋および被相続人居住用家屋の敷地等を相続または遺贈により取得した相続人の数が3人以上である場合は、2,000万円までとなります。

【特例の適用を受けるための要件（抜粋）】

1. 相続開始の直前において被相続人の居住用家屋であったこと
2. 昭和56年5月31日以前に建築された家屋(区分所有建物登記がされた家屋は除く)であること
3. 相続開始の直前において、被相続人以外に居住していた人がいなかったこと
4. 相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却すること
5. 売却代金が1億円以下であること
6. 相続の時から譲渡の時まで、事業、貸付、居住用として利用されていなかったこと
7. 建物とその敷地を売却する場合、譲渡の時において一定の耐震基準を満たすこと(令和6年1月1日以後の譲渡の場合は、譲渡の時から翌年2月15日までの間に一定の耐震基準を満たすこととなった場合も含む)
8. 7の要件を満たさない場合、譲渡の時から翌年2月15日までの間に、建物の全部の取壊しを行ったこと(令和6年1月1日以後の譲渡に限る)
9. 売却した家屋や敷地について、他の特例の適用を受けていないこと
10. 同じ被相続人から相続又は遺贈により取得した居住用家屋またはその敷地について、この特例の適用を受けていないこと
11. 生計を一にする親族等の特別の関係がある人に対して売ったものでないこと

むーマン
から一言!

いずれの特例を適用する場合も所得税の確定申告が必要となりますので、不動産を売却される場合は譲渡所得が生じるかどうか、特例の適用を考えておられる場合は要件を満たしているかどうか、一度お近くの税理士にご相談されることをおすすめします。

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

0120-779-155

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「懸命な思い」

人生は坦々たる大道を行くが如しという人も、嶺あり谷あり起伏の連続という人もいる。しかし人生は起伏の連続の日々ではなからうか。峠を越えればまた峠がある。仰ぎ見つつ息つく間もなく、また登る。これが人生なりとの諦念も自ずと湧いてくる日々である。しかしこれを俯瞰的に見ればどうか。起伏の連続も、実は起伏でも何でもなく、坦々たる大道だという事になるかもしれない。つまりわが心至らず、わが心眼ひらかざるために、坦々たる大道を、嶺あり谷ありと観じているのかもしれないのである。いつの日かこの真実が見きわめられるであろう。けれども今は、ただ懸命にわが道を歩むほかないであろう。懸命な思いこそ、起伏でも坦々たる大道でも我が道を照らす大事な灯なのである。

(引用「道をひらく」松下手之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者 / 税理士・行政書士 向 智大

代表者 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています